

都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会審議経過

「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」
(平成10年3月19日 第45回歴史的風土審議会 意見具申)



諮問 (平成15年4月14日)
「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」

- 平成15年4月14日 第3回歴史的風土部会
 - 平成15年6月30日 第4回歴史的風土部会
- 「大津市の新たな古都指定について」了承

答申 (平成15年7月29日)

社会資本整備審議会答申
「大津市を古都に指定することが適当である。」

大津市の古都指定 (平成15年10月10日)

- 平成15年11月13日 第5回歴史的風土部会
 - 平成16年 3月16日 第6回歴史的風土部会
 - 平成16年 8月20日 第7回歴史的風土部会
- 「大津市歴史的風土保存計画」及び「歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準について」了承

答申 (平成16年10月7日)

社会資本整備審議会答申
「大津市歴史的風土保存計画及び歴史的風土特別保存地区における行為の許可基準については適当である。」

「大津市歴史的風土保存計画について」
官報告示 (平成16年11月26日)

「歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準の改正について」 古都法施行令一部改正の公布 (平成16年12月15日) ・施行 (17日)

古都保存行政の理念の全国展開について

- 平成17年8月31日～18年5月25日 第1～5回小委員会
 - 平成18年6月23日 第6回小委員会
 - 平成18年6月23日 第10回歴史的風土部会
- 「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告」了承

報告 (平成18年6月23日)

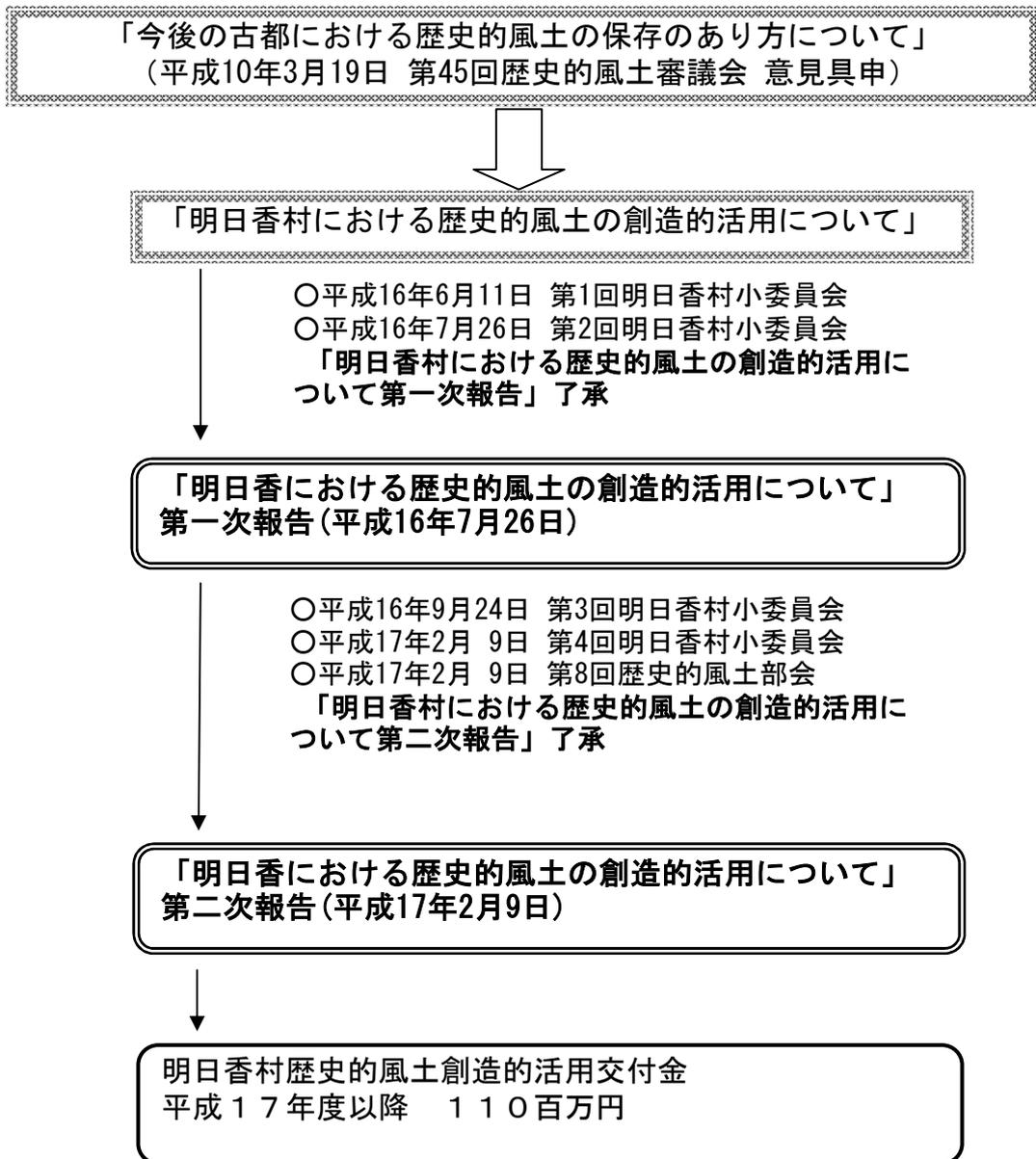
歴史的風土の保存・継承について

- 平成19年5月11日 第11回歴史的風土部会
- 平成19年7月4日 第1回小委員会

<今後の審議予定>

小委員会を5回程度開催し、第12回歴史的風土部会に報告。報告の議決をもって答申。

都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会審議経過(明日香村関係)



古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告の概要

(平成18年6月23日 第10回歴史的風土部会了承)

1. 全国の歴史的な風土の保存の必要性

古都保存法／わが国往時の政治・文化の中心等として歴史上重要な地位を有する古都における歴史的風土を、土地利用規制＋損失補償・土地買入れにより現状保存

※古都：京都市、奈良市、鎌倉市など10都市

※歴史的風土＝歴史的建造物等と自然的環境が一体となって古都における伝統と文化を具現・形成している土地の状況

長い歴史と伝統、豊かな自然に恵まれた日本



—古都以外にも優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在—
日本人の精神的よりどころとして次世代に継承されるべき国民共有の文化的資産

2. 歴史的な風土をめぐる状況と課題

○歴史的風土の保存をめぐる時代要請と対象範囲の広がり

歴史的・文化的資産の多くが市街地に存在 制度的対応のない資産は時間とともに急速に減少

近代の歴史的・文化的資産に対する価値認識の高まり 都市全体の資産として活かされる取組みが必要

○歴史的な風土に対する住民等の価値意識

歴史的な風土は日常生活の場や生産・経済活動の場 地域自らでは価値が認識されにくい状況も存在

生活様式変化等により相続等を契機とした歴史的な風土の消失も発生、自助努力による取組みにも限界

○歴史的な風土の維持管理の困難性

一定の労力と費用が不可欠 資産の多くは個人資産・様々な課題 防災や技術者等の不足にも留意

3. 古都保存行政の理念の全国展開に向けて

歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりへの展開

○まちづくりに関わる関連制度等が歴史的な風土の保存・活用を軸に活用されるよう発想を転換すべき

○歴史的な風土を活かしたまちづくりの方針のマスタープランへの位置づけ・周知、関連法制度の活用が必要

○関連法制度や事業の仕組みをわかりやすく周知し、地域の相談や要望に応える努力を継続すべき

○国民共有の資産として保存・継承すべき歴史的な風土について、国として保存・継承する方法を、法制面、財政面、税制面から検討すべき

歴史的な風土の保存・活用と生活との共存

○歴史的な風土の核となる資産を厳格に維持保存しつつ、新たな価値の創出も必要

○防災性の向上、歴史文化の学習や歴史観光の場の創出、伝統的技術の継承、技術力の向上が必要

多様な主体による歴史的な風土の保存・活用の条件整備

○歴史的な風土を有する地域等が、自らの価値の再認識に資する普及啓発活動を推進すべき

○多様な主体が歴史的な風土を活かしたまちづくりについて合意、ルールを設けて実践するプロセスの確保、保存・継承するにふさわしい歴史的な風土の創出にも取り組むべき

○国の支援策の積極的活用とともに、支援措置等について引き続き検討が必要

「古都保存行政の理念」の概念整理

古都保存法に基づく取組み

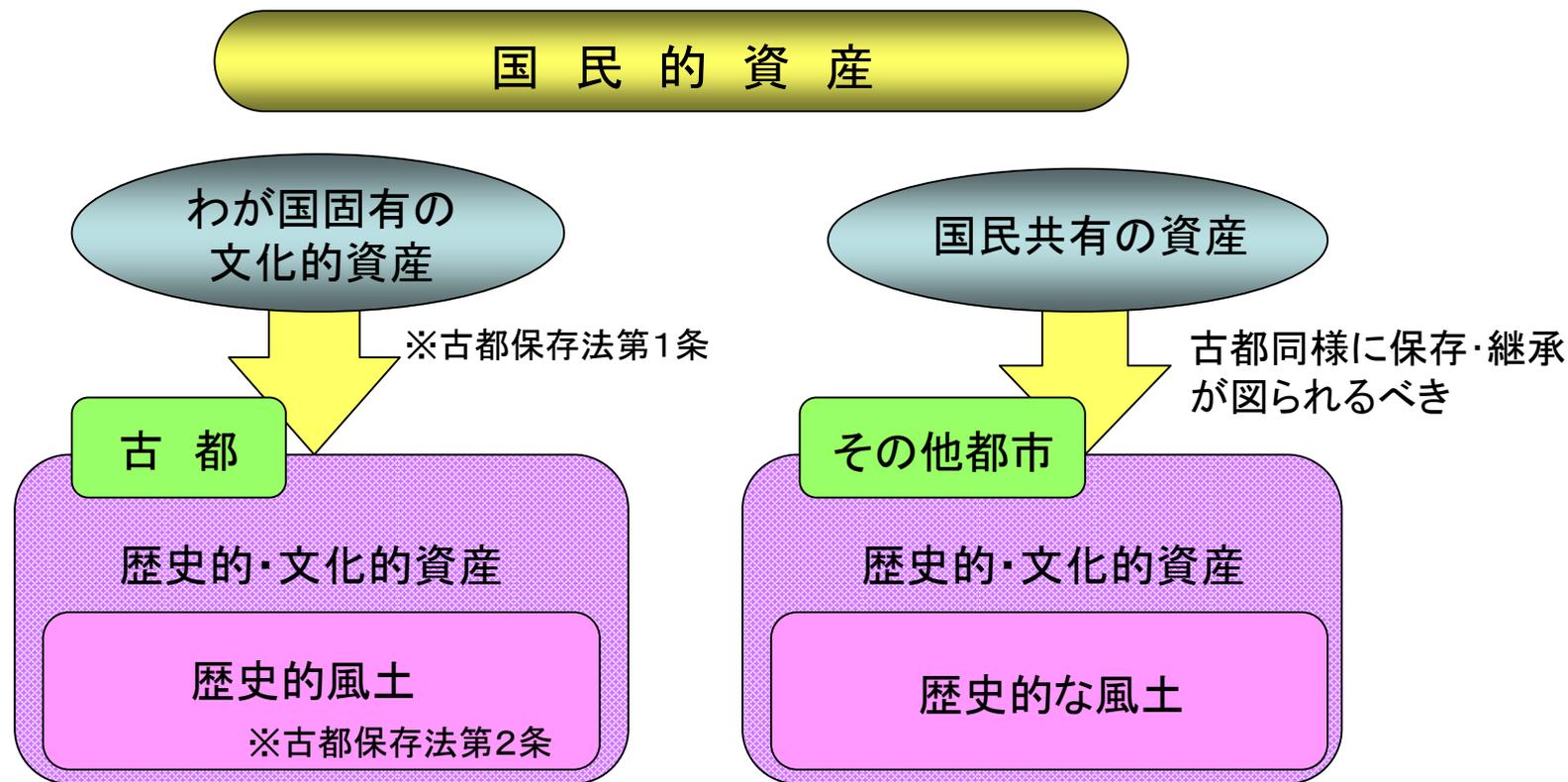
理 念

古都における歴史的風土を国民的資産として保存、継承し、国土愛の高揚と文化の向上発展に寄与

特色と意義

1. 対象都市の限定（京都市、奈良市、鎌倉市など10市町村）
2. 守るべき「歴史的風土」の概念の明確化
3. 民有地を対象とした実効性の高い保存手法

○「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」(平成10年3月19日
歴史的風土審議会意見具申)における概念整理



古都＝京都市、奈良市、鎌倉市等

その他都市＝古都以外の歴史的・文化的資産を有する都市

歴史的・文化的資産＝歴史的・文化的意義を有する建造物、遺跡等の人工物、樹林地等の自然的環境、水田等の土地利用状況など総体

歴史的風土＝わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況 (古都保存法第2条)

I. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標

物理的・空間的機能や効果だけでなく、多くの価値観を包含する包括的な概念として、「みどり」という言葉を用いる

○社会情勢の変化

- ・人口減少、少子高齢化、投資余力の低下などの社会情勢の変化
- ・生物多様性の保全・地球温暖化、安全な国土づくり・美しい景観・文化・芸術への欲求の高まり

重点計画の現行重点4分野に対応した「みどり」の政策課題と指標

【暮らし】

- ・美しい都市環境の形成
- ・誰にとっても優しい都市づくり
- 水と緑の公的空間の確保の状況
- バリアフリー化の状況

【環境】

- ・自然生態系を保全
- ・地球温暖化、ヒートアイランド対策
- 地球温暖化対策への寄与の状況
- 水と緑のネットワーク形成の状況

【安全】

- ・都市の防災機能の向上
- 広域避難地の整備状況
- 一定水準の防災機能を備えた避難地を有する都市の割合

【活力】

- ・観光・地域振興
- ・歴史的・文化的資源等の活用
- 国営公園の利用状況
- 地域振興への寄与

○「みどり」の目標量

- ・望ましい都市像として、連担した市街地において永続性のある「みどり」の割合を概ね30%以上確保
- ・各地方公共団体が「みどり」豊かな都市像を緑の基本計画で示し、幅広い「みどり」を対象とした多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開により実現

II. 「みどり」の整備・保全・管理において、今後重点的取り組みを推進すべき事項

1. 持続可能な都市を構築するための多様な主体の参加・連携

- ・多様な「みどり」の整備・保全・管理を総合的に進めるための戦略
- ・国土交通省「みどりの政策大綱」策定
- ・法制度や税制、寄付、信託制度等制度の充実と支援方策
- ・地球温暖化対策や生物多様性の確保のための普及啓発・国民運動の展開
- ・「みどり」の活動拠点の新たな展開

2. 個性と魅力にあふれた活力ある美しい国土・地域・都市づくりを進めるための歴史的・文化的資源等の活用

- ・歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の保全と整備・活用を総合的支援
- ・良好な眺望景観の保全、外国からの来訪者、次世代を担う子どもたちへの配慮
- ・普及啓発・国民運動展開の推進
- ・世界遺産登録への支援
- ・国営公園制度の的確かつ効果的な活用

3. ストックのもたらす効果の相乗的向上

- ・福祉等他分野、他領域との連携強化
- ・防災公園等となる「みどり」の確保と防災機能の強化
- ・さまざまな利用ニーズへの的確な対応と満足度の向上
- ・幅広い参加による「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動の推進
- ・安心して「みどり」を利用できる環境の整備

文化審議会文化財分科会企画調査会審議の中間まとめ(案) 第7回会議(19. 6. 27)資料より抜粋

Ⅲ. 文化財を総合的に把握するための方策

1. 関連する文化財とその周辺の環境を一体として捉えるための方策

(1) 必要性和対応の方向性

(イ) 文化財の周辺環境の保護の観点

① 世界文化遺産登録の傾向

世界文化遺産については、登録の要件として、コア・ゾーン(構成資産)の周辺にバッファ・ゾーン(緩衝地帯)を設定することを求められており、文化財の周辺環境の保護は、世界的な要請となってきたと考えられる。

② 文化の薫り高い空間の形成

・・・保護する周辺環境については、核となる文化財の魅力をより高め、文化財を核とした文化的な空間を形成する等の意味づけを行い、一体的に保護・整備を行うことも必要である。

③ 開発行為との調整の必要性

都市計画等の関係施策の中で文化財保護の観点がより配慮されていくこと、文化財周辺での文化財の価値を損なうおそれのある開発行為を抑制する仕組みを構築することが求められる。